

イ、會員二十名以上五十名迄一名
ロ、五十名以上五十名ヲ増ス毎ニ一名
第十二條 常任委員ハ必要ニ應ジ評議員又ハ會員中ヨリ臨時調
査委員ヲ命ズル事ナク得

第十三條 本規定ハ評議員會四分ノ三以上ノ賛成ト共濟相互金庫
管理委員中ノ同意ヲ經ルニテラザレバ變更スルナク得ズ
第十四條 本規定ハ昭和五年 月 日ヨリ之ヲ實施ス

この大綱は、先ず同盟内に「共濟相互金庫」を設立し、失業、争議、傷害、病疾、養老、死亡等に關する共濟部門を設けるが、先ずさし當り、火災保險部を設け、この成績を見て、遂次他に及ぼして行こうと云ふ建前である。火災保險部の事業は、その規定を見れば明瞭であらう。本案の大會に可決を見た以後に於いて、財界は頗る不況となり、労働階級は幾多の苦難に遭遇して居るので、共濟部の事業は相當の困難に當面するであらう。然し極めて労働組合の本質的事業であるので、我等は鋭意其實現と成長に努力しなければならぬと信ずる。

10、勞資共同出資に於る共濟事業の自治管理に關する件

右の件は全國大會に提出して其可決を見たが、不幸にして未だ實現されたるものが無い。これは、各組合及支部と

會社或は工場との直接交渉に依つて解決すべきものであるので、一層其努力を精進する。
11、労働組合法制定要求の件
右に就いては、毎年各種大會の決議を見るところであるが、執行委員會は、總同盟本部労働立法促進委員會と協力して、左記の運動を中心として活動した。

(イ)労働組合法制定請願運動
労働立法促進委員會と協力し、五月一日四萬一千七百八十二名の署名を以つて、松岡晴吉、齋藤健一、福岡金次郎の三名は、海軍聯盟、官業總同盟、武總聯盟、日本海員組合の代表者と共に、衆議院に至り、藤澤議長に提出した。而して五月六日請願委員第一分科に於いて上提され、西尾代議士提出理由の説明を行ひ、七日に請願委員會は滿場一致を以つて本案を採擇した。

(ロ)各地に演説會開催
組合、支部の所在する地方に於いては、一掃的に、特別議會に組合法を提出せざる濱口内閣を糾弾して、労働組合法の制定を要求する演説會を開催した。

(ハ)社會民衆黨をして独自の組合法案を特別議會に提出せしむ
然し乍ら、片山代議士の奮闘も空しく、審議未了に終つた。

然るに其後、政府は社會政策審議會の答申に基く組合法案を立案し、五十九議會に提出する旨を發表したるを動機として、俄然天下の視聽を集むる大問題となり、資本家團體は全國的に反對の猛運動を開始した。依つて、執行委員會は、總同盟本部、社會民衆黨本部と協力し、之に對抗する各種の運動を行つたことは、當時機關誌其他に於いて報告せる如くである。而して最近、政府は資本家側の意見に追隨して、組合法を一層改悪し、若しくは提出せざる方針に變りつゝあると傳へられ、組合法の前途は頗る暗澹たるものがある。今後一層猛烈果敢なる運動を必要とする。

12、屋外労働者保護法制定促進に關する件

田中内閣の下に立案せられ、五十六議會に提出し通過を見ざりし、労働者災害扶助法案は、大體同様の内容を以つて、濱口内閣の手に依り次議會に提出されるべしと傳へられる。この法案は、交通、運輸、土木建築等に従事する労働者百七十五万人に適用せんとするもので、屋外労働者も勿論之に包含されて居る譯けである。我等は、右法案が、羊頭を掲げて狗肉を賣るに類するものにならざる様修正を要求し、改悪を充分監視する要ありと認める。この點に就いては、總同盟本部及社會民衆黨に於いて夫々具體案を作製せしむる事になつて居る。

13、婦人坑内作業即時禁止の件

右は毎年の大會に於いて決議し、議會及國際労働總會其他に於いて、我等の代表者をして充分努力せしめ、之が貫徹を期したのである。法律的には、昭和八年に於いて禁止される事になつて居るが、最近の大不況は、資本家的採算上自然的に婦人坑夫を廢止する傾向を生じつゝある事は注目に價する。

14、最低賃銀制度促進に關する件

15、未成年者示威運動参加自由獲得の件

右は未だ實現を見るに至つて居らない。然し乍ら之は特に以て労働組合の實力増大を伴はざれば、解決困難であると見なければならぬ。

16、日本労働會館建設基金募集促進に關する件

大會決議に基く會合は、遂に開催する事が出来なかつたが、同盟は極力決議の精神實現の爲めに努力した。其成績は、別項日本労働會館建設委員報告を参照されし。

17、失業問題に關する件

第七回大會は左の諸項を決議したのであつた。即ち、失業防止及救済策とした、

一、八時間労働制の實施

二、少年及婦人労働者の坑内作業

三、失業保險の制定

四、右の制定迄失業者を登録し、失業給與金の支給